

○熱海市教育振興審議会条例

平成 21 年 3 月 23 日

条例第 5 号

改正 平成 31 年 3 月 15 日 条例第 17 号

(設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する熱海市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「熱海市教育振興基本計画」という。）の策定その他当該計画に関する重要課題について調査審議するため、熱海市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平 31 条例 17・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 熱海市教育振興基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他審議会において必要と認められる事項

（平 31 条例 17・追加）

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、20 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 教育関係者
- (4) 市の職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

（平 31 条例 17・旧第 2 条線下・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平 31 条例 17・旧第 3 条線下）

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平31条例17・旧第4条線下)

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(平31条例17・旧第5条線下)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、熱海市教育振興基本計画担当課において処理する。

(平31条例17・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平31条例17・旧第7条線下)

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後及び委員の任期の満了後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会がこれを招集し、会長が選出されるまで教育長がその議長となる。

(平31条例17・一部改正)

附 則(平成31年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。